

# 甲府法人会たより



櫛形山から望む富士山と朝日（南アルプス市）

**めざします。企業の繁栄と社会への貢献**



平成28年1月

**第129号**

題字 芦澤会長

法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動

平成27年分の所得税の確定申告書の提出は、  
**平成28年2月16日(火)**から、  
**平成28年3月15日(火)**までです。

主な内容

新年のご挨拶  
法律相談 Q & A  
税務相談 Q & A  
小学生の税に関する習字展  
税に関する高校生の作文



公益社団法人甲府法人会会長  
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

芦澤 敏久

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、平成二十八年の新春をご家族お揃いで、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。年頭に当たり私の考えるところの一端をお話いたします。

公益法人としての法人会活動の基本は「税」に関する活動と「地域社会貢献」活動であります。まず「税」に関する活動ですが、ここに、税のオピニオンリーダーとしての法人会の存在意義があります。事業内容の見直し改善を図り、実効性ある活動を実施していかなければならないと考えています。

例えば①本年一月から運用開始される「マイナンバー制度」については制度がスムーズに運用されるよう会報や研修会等を通じて、広く情報提供していきます。

②「税制の提言活動」については、アンケートの回収数を増やし、地元企業の声をより一層反映した、建設的・具体的な提言を行います。

③「租税教育活動」については、税務当局や関係団体との連携をより一層強化して実施します。恒例になっている「野球教室」、「サッカー教室」に加え、「ミニバスケットボール教室」を新設したいと考えています。たくさんのお子どもが集まるこれらの機会を捉え、税の社会における役割などを考える「税金教室」を開催します。

次に、「地域社会貢献」活動ですが昨年来、力を入れてきた二つの事業を、さらに充実させたいと考えています。

①山梨県の委託事業である婚活支援事業「やまなし出会いサポートセンター」事業は、未婚化・晩婚化による人口減少対策として、法人会が県と協働して行っている事業です。昨年は、登録者が順調に推移し、また、成婚カップルも五組誕生しました。本年は、これまでの経験を活かし、また、県との協働態勢の強化・拡充を図る中、成婚カップルの増加を目指します。

②女子社員向け階層別セミナー「女子力パワーアップセミナー」については、女性の活躍促進が今日の社会的要請となっていることを踏まえ、本年も、企業ニーズを把握し、内容の見直しを図りながら、継続して企画していきます。

本年は、法人会への地域社会の期待・要望に対し、常にアンテナを高くしてキャッチし、それらを、今後の活動に具体化していきます。そして、法人会を魅力ある団体へ進化・発展させ、地域における存在意義を高めていきたいと考えています。

結びに、皆様方の絶大な御協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。  
(株式会社山梨中央銀行代表取締役会長)



甲府税務署長

岡野 淳一

あけましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会の会員の皆様には、希望にあふれる平成二十八年の新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年中は、芦澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための啓発活動に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されております。特に「税」に関しましては、小学生を対象とした租税教室への講師派遣、少年サッカー教室における税金クイズ、県民の日行事における街頭PRなど、皆様の献身的な活動に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、私ども税務行政に携わる者といましては、「適正公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」に納税者の皆様の信頼を得ていくことが何よりも重要と考えております。

本年一月からは社会保障・税番号制度が税務分野においても運用が開始されました。私をはじめ職員一同、納税者の皆様の御理解のもと、適正な制度運営に努めて参る所存であります。

また、納税者の皆様の利便性の向上と事務の効率化を図るため、本年四月から添付書類のイメージデータによる提出等のシステムの改善に取り組んでおります。会員の皆様におかれましては、e-Taxの更なる利用拡大に向けて、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





山梨県知事

## 後藤 斎

新年明けましておめでとうございます。  
公益社団法人甲府法人会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のうちに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年中は芦澤会長をはじめ会員の皆様方には、適正な申告納税の推進にご協力を賜りますとともに、納税思想の普及啓発にも多大な貢献をいただき、心より感謝申し上げます。

私は昨年2月に知事に就任して以来、人口減少という本県が直面している深刻な課題に対し、「100万人都市・やまなし」という高い目標を掲げ、県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる「輝きあんしん プラチナ社会」の実現に向けて、全力で取り組んで参りました。

昨年末には、県政運営の新たな指針として、地方創生の推進、基幹産業の発展、地域産業の創造など、6つのプロジェクトを柱とする「ダイナミックやまなし総合計画」を策定したところであります。

本年は、総合計画に位置づけた各種の施策・事業を精力的に実施し、まずは東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、本県の成長への基盤を強化していく所存であります。政策推進にあたっては、財源の確保が不可欠であり、特に自主財源である県税

収入は極めて重要でありますので、税収確保対策を最重要の行政施策の一つと位置づけ、市町村と連携した個人県民税の徴収強化や、財産調査・滞納処分等の早期実施による迅速な滞納整理に取り組んで参ります。

また、会員の皆様には、いわゆるマイナンバー制度についてご理解をいただくとともに、導入に向けてご準備をお願いして参りました。本年1月から個人番号・法人番号の利用が開始されますが、適正かつ円滑な運用を図って参ります。

今後、納税者の皆様の信頼と期待に応えられるよう、引き続き、公平・公正な税政運営に努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と会員の皆様のこの一年のご多幸を心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



東京地方税理士会  
甲府支部長

## 堀内 正司

新年明けましておめでとうございます。  
公益社団法人甲府法人会の皆様には、平成二十八年の新春を健やかに迎えたいと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、芦澤会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士会甲府支部は、昨年五月十日に支部創立五十周年の日を迎え、十月十六日には記念講演会、記念式典、祝賀会を開催いたしました。その折にも貴会の会員の皆様にはご支援ご協力をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

昨年八月には、甲府法人会をはじめ県内四単位法人会におかれましては、わたしども会員の中から「e-Tax推進税理士」としてご紹介いただきページを広報誌に掲載していただきありがとうございます。税務関連民間団体として、e-Taxの一層の利用推進に努めるといふ貴会と同一歩調での取り組み、個人申告も含めたe-Tax利用促進と税理士の活用に私どもからもご協力をお願いする次第です。

一月一日より「マイナンバー制度」社会保障・税番号制度」が始まりました。貴会の会員の皆様の中には、会社・法人

あてに「法人番号」が十一月に届いておりますが、これは、誰でも見ることができるオープンな番号です。一方、「個人番号」は、「通知カード」から「個人番号カード」に交換の時期になります。取扱いに当たっては「特定個人情報保護」の観点から税理士はもとより企業の皆様にも「安全管理措置」への取り組みをお願いいたします。税務では、一月一日以後の退職者が出たときには「平成二十八年分源泉徴収票」の作成をしますが、これに個人番号が必要になりますし、社会保険では、新入社員や退職者の社会保険、労働保険などの手続きにはすぐに必要となります。

税理士会会員は、「研修の義務化」が始まりました。マイナンバー制度、事業承継、相続対策、消費税など。まずは、関与の税理士会員にご相談をお願いします。法人会の会員の皆様のお役に立てる準備をしておりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年になりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



税金教室

法人会役員が講師を務める

●三校の小学校において開催

当会では、次代を担う児童に対し租税の意義や役割を正しく理解してもらうため、小学六年生を対象に『税金教室』を行っている。十一月二十六日に中央市の玉穂南小学校、十二月十八日に南アルプス市の落合小学校、二十四日に韮崎市の韮崎北西小学校において開催した。



玉穂南小学校  
(講師：長谷川正一郎氏)



落合小学校  
(講師：深澤由美子氏)



韮崎北西小学校  
(講師：雨宮恵美氏)

玉穂南小学校においては青年部会役員の長谷川正一郎氏が、落合小学校においては、女性部会長の深澤由美子氏、韮崎北西小学校においては、女性部会理事の雨宮恵美氏がそれぞれ講師を担当し、教室の内容は税金についてのクイズを出題しながら、児童にとつ

て一番身近な税金である消費税についてわかりやすく説明し、「税金が社会において何のために必要なのか、税金が無いとしたら自分たちの生活はどのようなになるのか」などについてビデオも使用しながらわかりやすく解説した。『税金教室』終了後には、税の啓発用テキスト『クイズだゼイ!』と税の啓発シールを貼ったノート等を配布し、児童達に大変喜ばれた。甲府法人会では今後も積極的に租税教育活動に取り組み、特に小学生を対象とした『税金教室』の開催に力を入れていく方針です。

「県民の日」に税の啓発活動

「税を考える週間」街頭PR

十一月十四日と十五日の両日、小瀬スポーツ公園において開催された『県民の日記念行事』のイベントに当会も参加し、税の社会における役割などについてクイズ形式にて学ぶ「税金クイズ」を実施した。この活動は毎年「税を考える週間」にあわせ、広報委員会のメンバーを中心に参加している。初日は悪天候にみまわれたが、二日間



税金クイズの答え合わせをする女性部会員

合計で目標の約二千名を対象に啓発活動を行うことができた。長坂広報委員長をはじめ、当日は芦澤会長、本会の役員、女性部会のメンバーも多数活動に参加していた。同会場には他にも多くの団体のテントが並ぶ中、法人会のテントは例年同様に賑わいをみせ、クイズに挑戦する子どもや家族連れが大勢集まり大盛況となった。

今回も「税金クイズ」の賞品として配った法人会オリジナルグッズの蛍光ペンや税の啓発シール付きのノートは参加者到大変喜ばれた。クイズの内容は、「義務教育の九年間に一人の児童や生徒に対していくらくらいの税金が使われているか？」など、税の大切さと税の社会における役割を身近に感じていただける問題を出題した。税知識の普及啓発を図るとともに、法人会の知名度向上にもつながる活動となった。



岡野署長から表彰状を受ける小澤理事

平成二十七年年度の甲府税務署納税表彰式が十一月十一日、ホテル談露館において開催され、多数の来賓・受彰者の皆様が出席されました。  
この表彰は納税協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚、税知識の普及に貢献された方々を表彰する式典で、当会からは税務署長表彰二名、税務署長感謝状三名の計五名の方々が受

平成二十七年年度

## 甲府税務署納税表彰式

— 甲府法人会から五名が受彰 —

彰されました。

さらに関係民間団体を代表して当会の芦澤会長がお祝いの言葉を述べました。

当会からの受彰者は次の通りです。

### ● 署長表彰受彰者

理事 小澤 昭二 氏  
小沢木工株式会社

女性部会 飯野 みづほ 氏  
副部会長 株式会社アルファジュエリー

### ● 署長感謝状受彰者

理事 笠井 健夫 氏  
株式会社峡南堂印刷所

理事 井上 重良 氏  
井上鋼材株式会社

理事 岩下 達也 氏  
北杜タクシー株式会社

## 全国青年の集い 茨城大会

第二十九回全国青年の集い（茨城大会）が十一月二十日、茨城県立県民文化センターにおいて開催され、全国から約二千名が集い、甲府法人会青年部会からも十名が参加した。

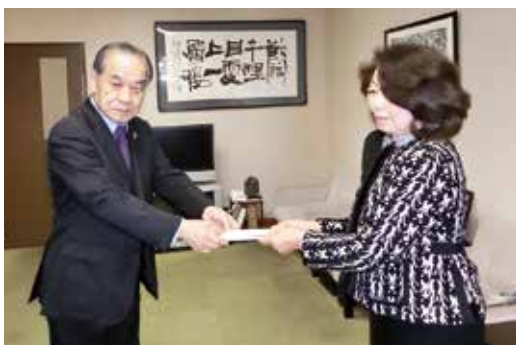
第一部の記念講演では、宇宙航空研究開発機構（JAXA）名誉教授の川泰宣氏が「いのちの絆を宇宙に求めて」と題し講演を行った。続く第二部の大会式典では、前日開催された租税教育活動プレゼンテーション（山梨県からは大月法人会青年部会がエントリー）の結果発表及び表彰が行われ、最優秀に選ばれた青年部会の事例発表も行われた。  
平成二十八年度は北海道旭川市において開催される予定。



記念講演

## 女性部会員から 寄せられた浄財を 寄託

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通じて行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は十二月二十四日に深澤女性部会長、早川副部会長がテレビ山梨を訪問して、一般財団法人テレビ山梨厚生文化事業団（金丸康信理事長）に寄託しました。



金丸理事長に浄財を渡す深澤女性部会長

税制改正要望活動

山梨県選出国會議員と山梨県・管内全自治体に対し、  
平成二十八年度税制改正要望書を提出

全法連理事会において決議された

「平成二十八年度税制改正に関する提言」の実現に向け、行財政改革の推進や地方税制に対する提言などについて地方自治体に理解と協力を頂くため、十二月十六日、山梨県法人会連合会の高野税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の八名の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問、提言書を提出した。なかでも長崎幸太郎衆議院議員と中谷真一衆議院議員と中島克仁衆議院議員には、本人に直接面会して提出した。

また十二月四日、十日、十八日、二十一日には、高野税制委員長ほか税制委員と市町の支部長に同行いただき、山梨県・甲府市・韮崎市・北杜市・甲斐市・中央市・南アルプス市・昭和町の各首長及び各市・町議会の議長に対して提言書を提出した。

■山梨県選出国會議員に対する要望活動

実施日▶平成27年12月16日

要 望 活 動 先			
宮川 典子 衆議院議員	小沢 鋭仁 衆議院議員		
長崎幸太郎 衆議院議員	中島 克仁 衆議院議員		
中谷 真一 衆議院議員	輿石 東 参議院議員		
堀内 詔子 衆議院議員	森屋 宏 参議院議員		



提言書を手渡すに際し、「法人会は毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁・地方自治体・議会などに対して建設的な意見を提言し、その実現をお願いしておりますが、本年も国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、厳しい経済状況

を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の提言を取りまとめました。つきましては、提言の趣旨を十分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を頂けますようお願いいたします。」と挨拶し協力要請を行った。

■地方自治体に対する要望活動 実施日▶平成27年12月4日・10日・18日・22日

要 望 活 動 先			
対象自治体名	面接者の氏名及び役職名	対象自治体名	面接者の氏名及び役職名
山梨県	鷹野 正則 税務課長	甲斐市	小田切 正男 副市長
	石井 脩徳 県議会議員		保坂 芳子 市議会副議長
甲府市	乙黒 功 税務部長	中央市	今井 賢 税務課長
	池谷 陸雄 市議会議員		名執 義高 市議会議員
韮崎市	水川 秋人 副市長	南アルプス市	金丸 一元 市長
	森本 由美子 市議会議員		清水 実 市議会議員
北杜市	白倉 政司 市長	昭和町	角野 幹男 町長
	千野 秀一 市議会議員		



## 山梨県連主催「法人会少年サッカー教室」 甲府法人会からも参加・協力

秋晴れに恵まれた十一月三日、山梨県法人会連合会主催の「法人会少年サッカー教室」を山梨県内の少年サッカー十三チーム二百名近くの小学生が参加し、甲斐市の敷島総合公園において開催した。

この活動は山梨県法人会連合会の租税教育活動と社会貢献活動の一環として本年で六回目となり、子供たちに夢を与えるとともに青少年の健全な育成を目的に行い、山梨県連傘下の四法人会青年部会員が当日の運営に協力し、甲府法人会からも手伝いとして多数の



「税金教室」の様子  
クイズに挑戦する子供達

青年部会員が参加協力した。

サッカー教室に入る前には恒例の子供達に対する税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』を行い、身近な消費税などの問題や税の社会における役割などについて楽しく学んでもらった。

サッカー教室においては、地元のプロサッカーチームでJリーグ1部のヴァンフォーレ甲府から阿部翔平選手、下田北斗選手、稲垣祥選手、新井涼平選手、畑尾大翔選手、松本大輝選手、熊谷駿選手、伊東純也選手の八名



プロ選手の豪快なシュート

と四名のアカデミーコーチに講師を担当していただき最初にプロ選手による力強いキック、迫力あるヘディング、芸術的なフリーキックなどを間近で披露した。

プレー見学の後、技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームも行われ、子供達は憧れのプロ選手との試合に終始歓声をあげながらプレーしていた。また今回はヴァンフォーレ甲府のマスケットキャラクター・ヴァンくんがサプライズ登場したり、閉会式ではサッカー教室の前に行なった『税金教室』の成績が優秀だった小学生に対してヴァンフォーレ甲府のプロ選手のサイン入りグッズをプレゼントするなど大変な盛り上がりやかな無事終了した。

この模様は当日のYBSニュースに報道され、翌日の山梨日日新聞にも掲載された。



子供達とプロ選手による試合

### 山梨県連主催

## 『女子力パワーアップセミナー』 本年度 最終回

甲府法人会の会員が多数参加

山梨県法人会連合会の主催セミナー「女子力パワーアップセミナー」の今年度四回目（最終回）を十一月十八日に開催し、甲府法人会の会員企業から多数の女子社員が参加した。

最終回は管理職社員を対象に女性経営者による講演とリーダーシップ・コーチングスキル向上研修を行った。講演は株式会社土橋製作所の土橋悦子社長が「魂を込めて、モノづくり人づくり」をテーマとし、ご自身の体験をもとにリーダーとしてのあり方など企業経営者の立場からお話しされ、参加者は熱心に耳を傾けていた。次年度の同セミナーも甲府法人会から多数の女子社員に出席いただけるよう呼びかけをしていく方針です。



講演される土橋社長と参加者



# 「小学生の税に関する習字展」

主催:甲府市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

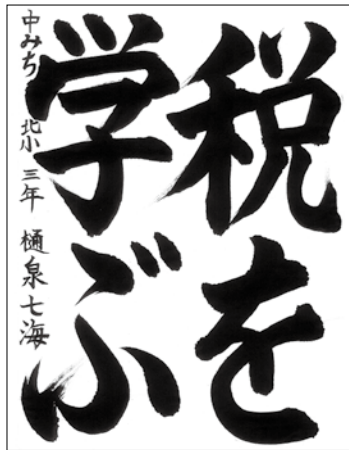
平成26年度に続き租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内の28の小学校より1,731点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

## 最優秀賞 甲府市長賞



駿台甲府小5年 森 安里紗

小学五・六年生の部



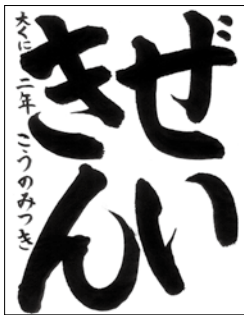
中道北小3年 穂泉 七海

小学三・四年生の部



駿台甲府小2年 角田 蘭璃

小学一・二年生の部



小学一・二年生の部  
大國小2年 河野 海月

優秀賞 甲府税務署長賞



小学一・二年生の部  
中道北小2年 松村 寧大

優秀賞 甲府法人会会長賞



小学一・二年生の部  
大國小2年 深澤 早希

優秀賞 甲府市教育長賞



小学三・四年生の部  
伊勢小4年 渡邊 千華



小学三・四年生の部  
山梨学院大学附属小3年 丹沢 凜



小学三・四年生の部  
大里小3年 阿部 さくら



小学五・六年生の部  
甲連小6年 窪田 真衣



小学五・六年生の部  
大國小6年 河野 碧海



小学五・六年生の部  
国母小6年 安藤 大地





受賞者を囲んでの記念写真  
(大国小学校)



優秀作品の展示



審査会

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞

小学一・二年生の部

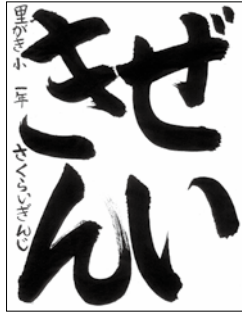
里垣小1年 櫻井 銀二

小学三・四年生の部

里垣小4年 西村 胡桃

小学五・六年生の部

玉諸小6年 市川 真也子



優秀賞 甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

小学一・二年生の部

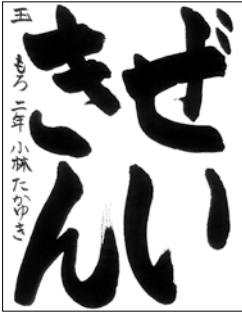
玉諸小2年 小林 誉幸

小学三・四年生の部

山城小4年 片岡 奈音

小学五・六年生の部

甲運小5年 大村 彩葉



優秀賞 山梨日日新聞社賞

小学一・二年生の部

伊勢小2年 渡辺 香華

小学三・四年生の部

甲運小3年 窪田 智木

小学五・六年生の部

山梨大学教育人間科学部附属小5年 小澤 愛生



優秀賞 山梨放送賞

小学一・二年生の部

駿台甲府小2年 高野 彩美

小学三・四年生の部

山梨学院大学附属小4年 中山 華那

小学五・六年生の部

山梨大学教育人間科学部附属小6年 中込 ゆり子



優秀賞 テレビ山梨賞

小学一・二年生の部

山梨大学教育人間科学部附属小1年 深澤 紗雪

小学三・四年生の部

山梨大学教育人間科学部附属小4年 俵 陽香

小学五・六年生の部

里垣小6年 西村 涼葉



# 行動する法人会



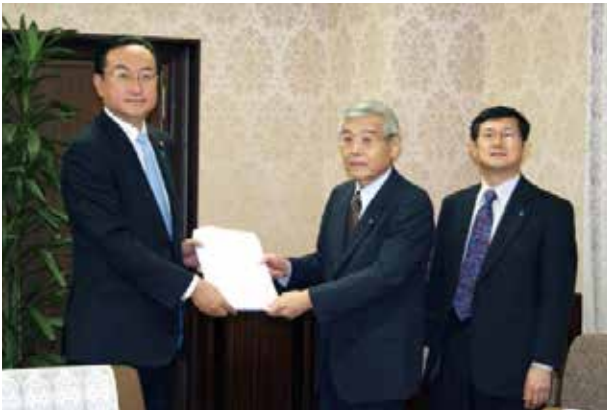
## —平成28年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成28年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 財務省

11月10日

財務副大臣 **岡田 直樹** 氏



左から 岡田財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

### 自民党

予算・税制に関する政策懇談会

11月16日

財政・金融・証券団体委員長 **神田 憲次** 氏

西村 明宏 氏	上野賢一郎 氏	鈴木 馨祐 氏
小田原 潔 氏	勝俣 孝明 氏	中山 展宏 氏
神山 佐市 氏	小林 鷹之 氏	北村 誠吾 氏
松島みどり 氏	國場幸之助 氏	滝波 宏文 氏 他



### 公明党

財政金融部会税制改正要望等ヒアリング

11月10日

財政金融部会長 **伊藤 渉** 氏

西田 実仁 氏	斉藤 鉄夫 氏	上田 勇 氏
杉 久武 氏	平木 大作 氏	新妻 秀規 氏



### 民主党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング

11月6日

座長 **前原 誠司** 氏

鈴木 克昌 氏 古川 元久 氏



## 国 税 庁

表敬訪問 12月1日

長 官 中 原 広 氏  
次 長 星 野 次 彦 氏



右奥から 星野次長、中原長官  
左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

課税部長 川 嶋 真 氏

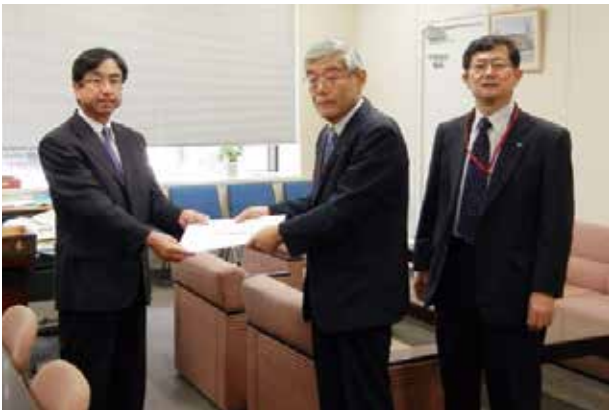


右奥 川嶋課税部長  
左奥から 池田会長、柳田税制委員長、横山専務理事

## 総 務 省

11月5日

自治税務局長 青 木 信 之 氏



左から 青木自治税務局長、柳田税制委員長、横山専務理事

## 中 小 企 業 庁

10月29日

事業環境部長 木 村 陽 一 氏



左から 柳田税制委員長、木村事業環境部長

この他、参議院の比例代表選出議員等に対し提言書を送付しました。



法律相談

遺贈と死因贈与



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

Aには法定相続人として子供X1、X2がいたが、住居の隣地である土地を（以下「本件土地」という）Aの弟であるY1に遺言で遺贈した。Y1には子供Y2がいる。Y1は平成26年7月28日死亡し、Aはその後である平成27年10月1日死亡した。

問1

Y1に遺贈するとしたAの遺言はどうなりますか。

問2

遺言による遺贈ではなく、AとY1の間で本件土地につきAがY1に対し死因贈与するという契約を締結していた場合はどうなりますか。

A

1、民法994条1項は「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と規定しています。遺言の効力発生時において受遺者は権利能力者として存在していません。受遺者が死亡したときからすれば、死亡した受遺者その人に対して遺贈の効力が生じないことは当然でありますから、この規定はこのことを規定したものではありません。問題は、受遺者が死亡したとき受遺者の相続人が代わって遺贈を受けることができるかという点であります。民法のこの規定はこ

れを否定したものののです。したがって、問1の答えは次のとおりです。この遺言の効力は失われ、Aの相続人であるX1、X2が本件土地を相続により取得し、Y1の子供であるY2が本件土地を取得することはできません。2、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与を「死因贈与」といい、当事者の契約によって成立します。死因贈与は「死因贈与」といい、遺贈は遺言によつて成立します。遺贈は遺言によつて成立しますが、死因贈与は契約によつて成立します。したがって法律上は異なるものですが、権利者の死亡を原因として権利が他に移転するという点

3、それでは、死因贈与契約についても民法994条1項「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」の規定が準用され、その結果、死因贈与契約は効力を失い、前記1の遺贈の場合と同様に、本件土地はY1の相続人であるY2が取得することはできないということになるのでしょうか（甲説）。それとも、死因贈与契約には民法994条1項は準用されず、死因贈与契約は受贈者Y1の死亡によってその効力が消滅することなく贈与者Aの死亡によってその効力が生じ、その際にY1が先に

5、相続対策の中で、近時死因贈与契約を使用した事例がたくさん出されています。遺贈も死因贈与もいずれも相続税が課されるという相続税の問題ですが、遺贈の撤回、死因贈与契約の取消等について、今一度ここでよく理解しておくことが重要ですので、参考に供することにしました。

では同じです。そこで、民法554条は、「贈与者の死亡によって効力生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する」と規定しています。この規定で問題となるものは、民法1022条の「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」との規定との関係で、死因贈与についてもこの規定が適用され、死因贈与契約を締結したが、贈与者が理由もなくこの死因贈与契約を解除することができるかどうかであります。これについて、最高裁昭和47年5月25日判決は、「死因贈与の取消については、1022条がその方式に関する部分を除いて準用される」といっています。すなわち死因贈与契約は、理由もなく取り消すことができ、その取消の方式は遺言でする必要はないというものであります。4、この問題について、判例は、甲説を採用するものと乙説を採用するものに分かれています。甲説は死因贈与は無償の財産供与行為であり、かつ、供与者の死亡によって本来は相続人に帰属すべき財産を相続人に帰属させないで相手方に供与するという点、また、無償性照らして何らかの個人的な人間関係に基づいてされるものである点で遺贈と共通していることをその根拠としています。一方、乙説は、死因贈与は贈与者と受贈者との間の契約である以上、贈与者の意思で一方的に撤回することはできない上、契約成立の時点において、受贈者には贈与者の死亡によって当該死因贈与の目的物を取得できるという期待権が生じているといえることをその根拠としています。通説は甲説ではないかと考えられていた中で、平成27年2月17日、地裁の判決であります。乙説を採った判決が出されました。

税務相談

国外居住親族に係る  
扶養控除等の適用について



東京地方税理士会甲府支部  
税理士 望月 由美

**Q** 当社は、従業員の中に外国籍の方がいます。本年より、国外に住んでいる親族を扶養控除の対象とするためには、必要な書類の添付が義務付けされたようですが、どのような書類でしょうか？

**A** 平成27年度の税制改正により、給与等の源泉徴収及び年末調整時において、国外に居住している親族について扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、障害者控除、配偶者特別控除）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る『親族関係書類』や『送金関係書類』を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならぬこととされました。

この改正は、平成28年1月1日以降に支払を受けるべき給与等について適用されます。

これまで、扶養控除等の適用を受ける際、その要件を満たしていることを

証明する書類の添付は義務付けられていませんでした。そのため、とくに、国外に居住している親族については、扶養しているかどうかといった確認が難しく、不確かなまま扶養控除等の適用が受けられていたといった背景があります。

そこで今回の改正により、国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、扶養の事実を証明するために二つの書類の提出又は提示が義務付けられたわけです。

具体的には、会社は扶養控除等申告書とともに『親族関係書類』の提出又は提示を受け、また、年末調整の際に

は『送金関係書類』の提出又は提示を受ける必要があります。

▼『親族関係書類』とは、

国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいい、次の①又は②のいずれかが必要となります。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）に限り、例：戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書

▼『送金関係書類』とは、

居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする次の書類をいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類（その年において送金をした外国送金依頼書の控え）

② クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親

族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類（クレジットカードの利用明細書で、居住者本人がクレジットカード発行会社と契約し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）の利用明細書）

注意しなければいけないのは、現金で手渡しした場合は、金融機関が発行した送金関係書類がありませんので、扶養控除等の適用が受けられなくなるという点です。また、必要の都度、各人に送金しなければならぬため、扶養控除等の適用を受けようとする国外居住親族が複数いる場合は、一人の代表者にまとめて送金するのではなく、各人別にそれぞれ送金し、各人別の送金関係書類が必要となります。

今回は従業員の方についてのご質問でしたが、確定申告の場合も同様です。ただし、給与等の年末調整で既に提出又は提示を済ませていれば、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

平成二十八年の

# 県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社  
経済調査部 部長 岡本新一

昨年の県内景気を振り返ります

と、全体としては横ばい圏内での推移となりました。春先以降は、生産面で増勢を強めたほか、個人消費でも一部に堅調な動きがみられるなど、持ち直しに向かいました。しかし、夏場以降は、中国の景気悪化を受けて、生産面で減速感が窺われるなど弱い動きもみられました。

今年の県内経済を展望しますと、基本的には持ち直し傾向で推移していくとみられます。前半は、生産面で機械工業を中心に上向いていく一方、需要面は個人消費が横ばいで推移すると予想されます。また、年後半は、生産面で増勢が強まること期待されるほか、個人消費も徐々に持ち直していくことが見込まれます。

需要面をみますと、個人消費は、

生活必需品の価格上昇に伴う節約志向の強まりを受け、当面は横ばい圏内の動きが続くとみられます。しかし、年後半には、雇用・所得環境の改善や消費税率引き上げ前の駆け込み需要などから、徐々に持ち直していくと思われれます。設備投資は、当面は維持・更新投資が中心になると思われれます。しかし、国内景気の回復に伴い先行きに対する不透明感が払しょくされていくに連れて、新規投資や増産投資に向かうことが期待されます。公共投資は、中部横断自動車道関連工事など一部に動きがあるものの、全体としては低調に推移するとみられます。また、観光産業においては、外国人観光客の入込みが引き続き高水準で推移することが

期待されます。生産面をみますと、前半は、半導体製造装置やスマートフォン関連部品などを中心に上向いていくと思われれます。また、年後半は、海外経済の回復に伴い輸出が持ち直していくに連れて、徐々に増勢を強めていくことが期待されます。一方、ワイン、宝飾品、ニットなどの地場産業においては、消費者の節約志向や輸入品の攻勢、円安による原材料価格の上昇などから、総じて厳しい状況が続くと見込まれます。ただし、競争力のある高級品や顧客ニーズを捉えた自社ブランド商品の開発・提供などに注力することで、需要を取り込むチャンスは広がっていくものと思われれます。

期待されます。

さて、陰陽五行によると、平成二十八年は「丙申（ひのえ・さる）」にあたります。「丙」は、火の性質をあらわし、樹木の成長では形が明らかになる姿をあらわしています。また、「申」は、これに人偏をつける

と申すと同じで真っ直ぐに伸びることを意味しており、新しい力の伸展や

挑戦をあらわしています。このため、「丙申」は、「これまでの努力が形になり、さらなる成長に向けて挑戦を続ける」年ということになるでしょうか。

昨年は、年金管理システムへのサイバー攻撃による個人情報漏えい問題や、マンシオン杭打ちデータの改ざん問題など、生活に身近な出来事が多かった一方、「地方創生」や「一億総活躍社会」の実現に向けた新たな取組みなど、国民が多様に輝ける時代の到来を予感させる話題もありました。また、ラグビーワールドカップで歴史的勝利を挙げて日本中を沸かせたラグビー日本代表の五郎丸歩選手らの活躍など、スポーツ面では厳しいトレーニングに耐えてきた選手達が大きな成果を出した一年であったように思います。

平成二十八年は、「猿の尻笑い」と言われぬよう、自分の行動や欠点を今一度振り返るとともに、「猿が柿あわす」という諺を教訓に、何事にもあせらず、忍耐強く挑戦し続ける年にしたいものです。



# よつびし総研

## 七代目代表務めて



四菱まちづくり総合研究室

代表 中楯 歩



新年明けましておめでとうござい

ます。二〇一六年を迎え、私たち「よつびし総研」も新体制となりました。二〇一四年九月から「よつびし総研」の代表を務めてきましたが、本年一月をもちまして代表を交代することになりました。私が代表を務めた一年四ヶ月間のうちで、特に思い入れのある活動は「ゆかた祭り」です。直近の活動ではないのですが、今までご紹介する機会がなかったため、今回ご紹介させていただき

ます。昨年七月十一日(土)に「よつびし総研プレゼンツ第九回ゆかた祭り」をオリオンスクエアにて開催しました。ポップコーンやフランクフルト屋台を設けたり、わなげ・ヨー

ヨーすくいといった縁日らしいイベントを開いたり、山梨県立大学箏曲

部による友情公演を開催したりしました。大人の方からお子さんまで、さまざまな世代の方に喜んでいただけたと思います。

私たち「よつびし総研」は、毎年「ゆかた祭り」を開催しているのですが、基本的に上級生が企画から準備まで全面的に面倒をみる事が多く、一年生は当日参加するだけになってしまいがちです。これでは本当にイベント開催に関わったと言えないと感じました。そこで、今回は学年を越えて全スタッフに「ゆかた祭り」に関わってもらおうような工夫をしました。

例えば、わなげの道具を作っても

らったり、宣伝用のチラシを描いてもらったりするなど、多くの場面で全スタッフに協力してもらいました。人に仕事を依頼するということは、相手と連絡を取り合ったり、考えていることを伝えたりして密に関わっていく必要があります。これによって、今まで弱かった「縦のつながり」が少し強くなったのではないかと思います。こうして開催した二〇一五年の「ゆかた祭り」はスタッフ全員でつくりあげたイベントになったのではないかと思います。

「よつびし総研」は「ゆかた祭り」の他にもさまざまなイベントを開催しています。これらの活動を多くの方に紹介する機会が年に何回かあるのですが、ある時にある方から「多くのイベントを開催しているけれど、集客はしっかりできていますか? イベントは宣伝が重要で、開催前にどれだけ宣伝できたかでそのイベントが成功するかどうかが決まりますよ」とアドバイスいただいたことがとても印象に残っています。

確かに今まではイベントを開催に完璧を期すあまり、宣伝には力を入れることができませんでした。この

反省から今回のゆかた祭りでは、ツイッターでの情報発信をこまめに行ったり、チラシの掲示・配布を二週間前から行ったりするなどの取り組みをしました。しかし、当日の集客をみると宣伝効果が十分でなかったと感じています。次回からは、高校やお店にチラシを置いてもらうなど多くの方に知ってもらう努力をする必要があると考えています。

今回ご紹介した「ゆかた祭り」という事例からも、私たちがたくさんの方のことを学び、失敗しながらも多少なりとも成長していることをご理解いただけたのではないのでしょうか。最後になりますが、代表として活動してきた一年四ヶ月間は、「よつびし総研」が本当に多くの方々を支えられていたことを感じる毎日でした。私たちに関わってくださった方々に深く感謝しております。代表は退きますが、今後ともよつびし総研の活動を支えていく所存です。皆様方にも変わらぬご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(山梨県立大学国際政策学部

総合政策学科三年)

# 甲府税務署長賞 入選作品紹介

税に関する高校生の作文募集は、次代を担う高校生に税に対する関心を深めて頂くために昭和37年から実施しており、今年も全国1,611校より199,401編の応募がありました。その内、甲府税務署管内14校より2,495編の応募があり、14編が甲府税務署長賞に入選しました。ここでは平成27年11月11日に開催された納税表彰式において、14編の中から代表して発表された作品をご紹介します。



作文を朗読する高橋直也さん

## 税金に助けられた私

山梨県立甲府工業高等学校 3年 高橋 直也

二ヶ月前まで私は「税金に助けられている」と感じた事が正直一度もありませんでした。しかし、ある出来事をきっかけに税金の大切さを深く学ぶことが出来ました。

私は部活動で男子新体操をやっています。ある大会で技を失敗して左肘を痛めてしまいました。病院へ行くと左肘の内側副靭帯という所が切れているという事が分かり、数日後手術を受けることになりました。

手術は無事に終わり退院の日、私は母と一緒に会計に向かいました。その時母が私の考えていた金額を大きく上回る大金を支払っている姿を目にし、大変驚く気持ちと同時に申し訳ないという気持ちで、いっぱいになりました。私の家では現在姉が県外の私立大学に通っていて弟も高校で野球をやっているので毎月の出費が非常に多く家計的にはとても厳しい状況です。そのため私は自分がケガをしたばかりに今回のような高額の出費が出てしまったことがどれだけ重大なことかよく分かりました。ですが翌日学校へ行くと保健の先生から学校の保険で部活動中のケガでの医療費は全額返ってくるということとを伝えられ、とても安心しました。そしてそのお金はみんなが払っている税金の一部から出るということも分かり、私はそこで初めて今まで考えたこともなかった税金の大切さやありがたさを感じることが出来ました。

確かに、税金を払っても直接自分に利益がある訳ではないので税金の

大切さが分からずに滞納してしまう人の気持ちも分からなくはありませぬ。現に私もあの体験をするまでは、税金は公務員の給料になるというイメージしかなく、自分が買いたいものを買うときに消費税があるせいで支払う金額が増すことが本当に嫌でした。しかし「税金」という制度が無くなってしまったら、私達の生活は想像を絶するほどの苦しいものとなってしまいます。私達の生活にはなくてはならない、病院や学校図書館などの公共施設はなくなる、もしくは有料になってしまいます。さらに、もし警察がお金を払わないと私達を守ってくれなくなったらお金に余裕がない人は何かあっても相談することが出来ずに多くの事件が発生してしまい、治安の悪い国になつてしまいます。このように税金は私達の生活を間接的に支えてくれるとても大切なものなのです。そしてそれはつまり、税金を払うという事は日本国民全員を支えている事になるのです。

私は今後、私自身を助けてくれた税金で他の人も助けてあげられるようにしっかりと税金を払ってほしいと思います。私が感じた「ありがたい」という気持ちを多くの人に感じられるように、税金による支え合いを目指していこうと考えます。





作文を朗読する今福菜月さん

# 私たちを支える税

山梨県立韮崎高等学校 1年 今福 菜月

税は福祉などの公共サービスや学校、図書館などの公共施設のために使われ、私たちの生活を支え豊かにしている。

私には生活が税に支えられていることを実感した出来事がある。私の住む韮崎市では中学三年生までの医療費の一部を負担する医療費助成制度がある。私は小学五年生のときに重い虫垂炎になり入院して手術を受

けた。そのときにかかった医療費は約七十万円という大金だったが、医療費助成制度により大部分が助成されて自分で負担した金額はとも減った。両親もとてもありがたいと言っていたし、私も七十万円という金額を目にしたときには驚いたが医療費を負担してもらった話を聞いて、税のありがたみや税が私たちの暮らしを支える大切な役割をしていることに気付くことができた。

また、税は私たちの身近にある道路や生活に欠かせない上下水道の整備などにも使われている。私はよく家の近くの国道で歩行者のために歩道を広くする工事をしているところをよく見かける。私は道を歩くとき歩道が狭くて車がすぐ近くを通っていくので危ないと感じていた。歩道が広くなってから、少し安心して歩くことができるようになった。水道道が整備されていることで、常に私たちはきれいでおいしい水を飲んだり使ったりできる。下水道が整備さ

れていることで、川や海の水質を保つことができる。私たちが快適な日常生活を送れているのも税のおかげであるため私は税に感謝したい。

今日日本では少子高齢化が進んでいる中、年金制度の問題がある。現在の年金制度は、現役で働いている世代が払い込んだお金を現在の高齢者の年金にまわす方式をとっている。これから高齢者が増えて年金にまわすお金が増加していくのに、少子化によって働く人が少なくなり、現役世代の支払うお金がどんどん増えていってしまう。また、年金を受け取ることができる年齢が上がっていきたり、受け取る年金の額が減っていくことで、高齢者の暮らしが苦しくなってしまうのではないかと。未来の現役世代が負担する額はどのくらい大きいのか不安だ。現在の高齢者も未来の高齢者も年金を受け取ってしっかり生活できるように、年金制度を見直していく必要があるのではないかと。

私たちも大人になれば、今の大人のように税を負担することになる。税は国を支える大切なお金であるため、これからもっと税のことについて知っていききたいと思う。

消費税期限内納付  
推進運動  
実施中!

消費税の期限内  
納付を忘れず。

法人会

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※2)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



## 「財産債務調書」の提出制度が創設されました

平成 27 年度税制改正において、従来の「財産及び債務の明細書」を見直し、一定の基準を満たす方に対し、「財産債務調書」の提出を求める制度が創設されました。

### 提出義務のある方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、下記①及び②の基準を満たす方

- ① その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2 千万円超
- ② その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（※）を有する方

※ 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

※ 財産債務調書の提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合があります。

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は不要です。

ただし、当該国外財産の価額の合計額の記載は必要です。

平成 27 年 12 月 31 日分の「財産債務調書」の  
提出期限は平成 28 年 3 月 15 日（火）です！

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。



### 税務署からのお知らせ

## 税務職員を装った不審な電話にご注意ください！

アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

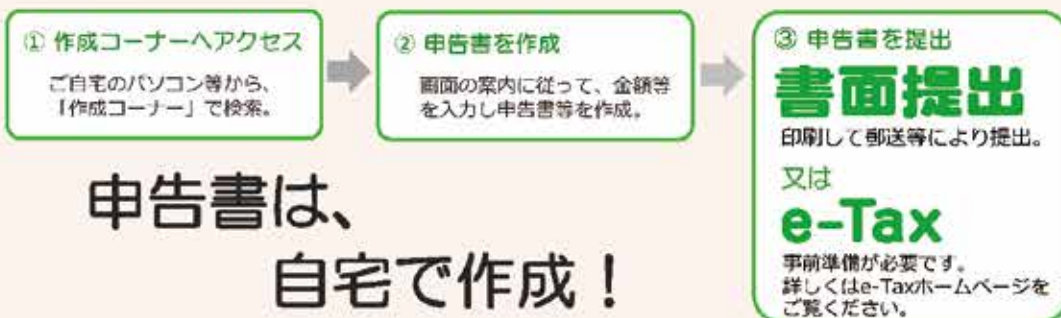


# 申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

## 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**  
 作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**  
 確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！**  
 毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 前年データの利用可能！**  
 作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

## 申告書作成から提出までの流れ



申告書は、  
自宅で作成！

- 申告の内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)にお尋ねください。  
【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

# 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の 税制改正について

山 梨 県

## 平成26年度税制改正の概要

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

税率については  
次のページを  
ご覧ください

### 1 法人県民税（法人税割）の税率の引き下げ

税率引き下げ相当分について、地方法人税が国税として創設されました。

### 2 法人事業税（所得割・収入割）の税率引き上げと地方法人特別税の税率の引き下げ

地方法人特別税の規模が1/3縮小し、法人事業税に復元されました。

### 3 税率改正に伴う「予定申告」の経過措置

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ、予定申告の計算は、次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{法人県民税法人税割} &= (\text{前事業年度の法人税割額} \times 3.8 \div \text{前事業年度の月数}) \\ \text{法人事業税} &= (\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数}) \times 7.5 \\ \text{地方法人特別税} &= (\text{前事業年度の地方法人特別税額} \div \text{前事業年度の月数}) \times 4.0 \end{aligned}$$

## 平成27年度税制改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

### 1 法人県民税（均等割）の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について、無償増減資等を行った場合は調整後の金額とし、かつ、その「資本金等の額」は「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

### 2 外形標準課税法人（資本金1億円超の法人）にかかる改正

#### (1) 法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）と地方法人特別税の税率を引き上げることとなります。

税率については  
次のページを  
ご覧ください

#### (2) 法人事業税に係る経過措置

平成29年3月31日までに開始する事業年度については、新税率適用による事業税の負担軽減措置が、平成30年3月31日までに開始する事業年度については、所得拡大促進税制による付加価値割からの控除が、それぞれ導入されます。

#### (3) 法人事業税（資本割）の課税標準となる「資本金等の額」の改正

資本割の課税標準となる「資本金等の額」については、前述の法人県民税（均等割）における税率区分の基準と同様に「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

お問い合わせ先

●山梨県総務部税務課

課税担当

TEL 055-223-1387

●山梨県総合県税事務所

事業税課

法人担当

TEL 055-261-9116



税率表

【山梨県】

1 法人県民税均等割の税率

区 分	税 率
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
上記以外の法人等	年額 21,000円

- 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます。
- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が法人の資本金等の額となります。
- 上記均等割の税率は、1年に満たないときは、事務所、事業所、寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。

2 法人県民税法人税割の税率

区 分	税 率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日以後に開始する事業年度分
下記以外の法人	5.8%	4.0%		
○資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、事業年度又は計算期間末日現在の従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える法人を除く） ○資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ○法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	5.0%	3.2%		

- 平成22年9月30日以前に解散した法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

3 法人事業税の税率

区 分	法人の種類	所得等の区分	税 率				
			H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日以後に開始する事業年度分（※2）	
① 所得金額課税法人（②及び③以外の法人）	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%			
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%	5.1%			
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%			
		軽減税率不適用法人（※1）	5.3%	6.7%			
	特別法人（農業協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%			
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%			
② 収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	0.9%			
		③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（一般社団・財団法人、投資法人及び特定目的会社を除く）	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%
年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%				3.2%	2.3%	0.5%
年800万円を超える所得	2.9%				4.3%	3.1%	0.7%
軽減税率不適用法人（※1）	2.9%				4.3%	3.1%	0.7%
付加価値割	付加価値額		0.48%		0.72%	1.2%	
資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%		

- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の外形標準課税法人の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が課税標準となります。
- ①、③の法人で、事業年度が1年に満たない場合の所得等の区分については、上記該当所得金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。また、2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得です。
- 平成22年9月30日以前に解散した法人、特定信託の受託者である信託業を行う法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

4 地方法人特別税の税率

区 分	税 率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日以後に開始する事業年度分（※2）
① 所得金額課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	81.0%	43.2%		
② 収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	81.0%	43.2%		
③ 外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%

- （※1）軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- （※2）平成28年度与党税制改正大綱で示された改正案の税率です。



# 正

## 顧問

櫻井 洋 山梨トヨタ自動車(株)  
堀内 正司 東京地方税理士会甲府支部

## 理事

## 会長

芦澤 敏久 (株)山梨中央銀行

## 副会長

丸茂 紀彦 (株)マルモ  
高野孫左エ門 (株)吉字屋本店  
中村己喜雄 (株)中村建設  
佐々木宏明 山梨トヨタ自動車(株)  
高野 三雄 山梨交通(株)

# 賀

## 常任理事

大木 勝志 (株)オオキ  
志村 昌彦 (株)山梨文化会館  
窪田 広宣 (株)窪田商会  
西川 一也 穴水(株)  
坂本 力 甲府信用金庫  
戸栗 敏 (有)戸栗製材所  
輿水 順彦 (株)清里給油所  
内田 博 (株)内田印刷所  
小林 幸夫 小林ニットウエア(株)  
長坂 茂 (有)長坂百貨店  
新津 正彦 新津建設(株)  
岸本 良三 敷島金属工業(株)  
篠原 義明 篠原貿易(株)  
望月 英雄 (株)サンキョー  
坂本 政彦 (株)坂本建運  
田中 雅承 (株)カルク  
川村 文彦 (株)テレビ山梨

田中 好輔 甲斐日産自動車(株)  
荻野 寛二 (株)オギノ  
小田切 寛 山興(株)  
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝  
藤本 寛 (有)藤本運送  
小野 光一 金精軒製菓(株)  
上原 重樹 (株)印傳屋上原勇七  
氏原 勲 (株)八光  
金井 彰彦 宏和建設(株)  
太田 丈三 太田工業(株)  
三井 正樹 (有)大泉タクシー  
小澤 昭二 小沢木工(株)  
中澤 厚男 (株)談露館  
古守 康直 古守工業(株)  
小林 重夫 (株)小林商会  
笹本 森雄 (株)常磐ホテル  
井上 善展 (株)イノウエ  
山寺英一郎 井筒屋醤油(株)  
飯島 忠 (株)湊與  
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)  
飯田 八朗 (有)飯田建材  
小林 成光 (株)コバヤシ  
秋山 勉 (株)ホテル舟山  
河西 秀史 (株)河西金属商事  
松葉 惇 (株)石友  
依田 訓彦 (株)少國民社  
齋藤 忠文 龍王産業(株)  
清水 修一 協和産業(株)  
笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所  
湯沢 基 湯澤工業(株)  
井上 重良 (協)国母工業団地工業会

## 監事

長谷川正一郎 長谷川醸造(株)  
小澤 博音 (有)川音運輸  
中込 功 ナカゴミ(株)  
宮川 武 (株)甲斐延  
岩下 達也 北杜タクシー(株)  
山中 広雄 (株)旅工房  
櫻本 進 (株)櫻本鉄工  
小澤 一正 アジア燃料(株)  
赤野 玉明 (株)アズマ工機  
清水 新司 清水工業(株)  
小松 茂仁 (株)小笠園  
早野 正泰 (株)早野組  
寺井 英仁 寺井木材(株)  
岩下 和彦 昭和産業(株)  
東原 記守 (有)菱和産商  
相原 紀幸 (有)相原商事  
深澤由美子 熊野屋物産(株)

## 相談役

梅本 実 丸十山梨製パン(株)  
丸山 正和 (株)コーシン  
丹沢 始 (株)丹沢電機  
長坂 正己 (株)角石商会  
石川 眞一 井筒屋醤油(株)  
山寺仁太郎  
小林 茂  
渡邊 富平 琢美繊維(株)  
清水 七六  
塚原 敏夫 (株)澤田屋  
飯島正二郎 (株)甲陽木工製作所

## 専務理事

大石 俊夫 公益社団法人甲府法人会

## 事務局職員一同

中澤 恵 中沢建設(株)  
横山 益造 横山商事(株)  
渡邊 光二 (株)エラン  
峰岸 悦郎 (株)峰岸商会  
竹井 清八 山梨北開発興業(株)  
小澤 照彦 (株)合同タクシー  
長田 眞也 (有)山梨薬局  
上原 勇七 (株)印傳屋上原勇七  
小林 修 (株)フジヤ  
高野 嶺二 (株)高野貴金属  
望月健二郎 大栄設備(株)  
豊前多津美 豊前医化(株)  
武田 與信 (株)テノヨ武田  
齊藤 康弘 (有)イゲト齊藤商事  
飯島 覚 (株)イシマガラスサッシセンター  
伊藤 重忠 (株)伊藤物産  
厚見 貞夫 山梨化学工業(株)  
山寺 一雄 葦崎本町運送(株)  
水上源太郎 (株)大統  
石原 行彦 (株)甲斐興運  
細窪 克己 タイヨー産業(有)  
金丸 康信 (株)テレビ山梨  
五味 和男 (有)新世自動車整備工場  
佐々木弘勇 (株)ササキ  
飯島 敏子 (株)甲陽木工製作所

## 『税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部所属の税理士にご協力いただき「税の無料相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し込みが必要となります。お申し込みの方は下記連絡先までご連絡ください。

日時…平成28年2月12日（金）

午後1時30分から順次

場所…甲府法人会館（甲府市中央4-12-21）

連絡先…法人会事務局

電話…055-237-7774 FAX…055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂までお問合せください。

●ご連絡をお待ちしております。

## 新入会員紹介 ご入会ありがとうございます（平成27年11月～12月）

（順不同・敬称略）

正会員 法人名	所在地	支部名
甲陽建機リース 株式会社	甲府市国玉町	東・玉諸支部
株式会社 フォネット	甲府市下石田	石田支部
株式会社 クリエイト	甲府市下石田	石田支部
株式会社 ポート	甲府市下石田	石田支部
原田鉄筋 株式会社	韮崎市中田町中條	韮崎支部

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
インテリア石川	甲府市高畑	石田支部
望月会計事務所	甲府市長松寺町	池田・新田支部
アドレーベル	中央市井之口	玉穂支部

### 研修会予定

#### ●新設法人説明会

三月 十七日 甲府法人会館

#### 【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

#### ●決算法人説明会

一月 二十七日 甲府市総合市民会館

二月 十七日 東京エレクトロン

二月 十八日 韮崎文化ホール

二月 二十二日 アピオ甲府

三月 十一日 山梨県流通センター

三月 十一日 甲府市総合市民会館

#### 【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について

#### ●法人税申告書の作成セミナー

三月 二十三日 甲府市総合市民会館

#### 【研修内容】

- 決算と申告事務の流れ
- 会計上の利益と所得金額
- 所得金額と法人税額の計算の概要

#### ○税務調整

○法人税確定申告書の構成

○法人税確定申告書の仕組み

○別表四と別表五（一）の関係

○租税公課の経理処理と別表四

と別表五の調理

## お知らせ

### 表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たより』の表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。

ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている

方とさせていただきます。

詳細につきましては甲府法人会事務局

（電話 055-237-7774）

（FAX 055-237-7790）

（メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp）

担当職員名執までお問合せください。

ご連絡をお待ちしております。

#### 発行所

公益社団法人甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央四丁目十二番二十号

TEL 〇五五-二三七-七七七四

株式会社 少國民社

#### 印刷所

株式会社 少國民社

平成二十八年一月二十日



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで行えます。



国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届  
出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能  
となるまで、1か月程度かか  
ります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は  
**e-Taxが24時間利用**※できるので、  
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」  
を利用して申告書等を作成すれば、  
時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス 検索  
www.e-tax.nta.go.jp